

◎防衛省の職員の給与等に関する法律

等の一部を改正する法律

(平成二十二年一月三〇日法律第五九号)

一、提案理由(平成二十二年一月一日・衆議院安全保障委員会)

○北澤国務大臣　ただいま議題となりました防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に準じて防衛省職員の給与について所要の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、一般職の職員の例に準じて、自衛隊教官及び自衛官の俸給月額を改定することとしております。

第二に、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生等に対する期末手当について、支給月数を年間〇・一五月分引き下げること

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律

としております。

第三に、一般職の職員の例に準じて、当分の間、五十五歳を超えたる職員のうち、行政職俸給表(二)六級以上に相当する職員の俸給月額等を減額して支給することとしております。

そのほか、一般職の職員と同様に、十二月期における期末手当の特例措置として、本年四月以降の官民較差解消のための減額調整を行うこととしております。

なお、事務官等の俸給月額の改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数の引き下げについては、一般職の職員の給与に関する法律の改正によって、一般職の職員と同様の改定が防衛省職員についても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院安全保障委員長報告

(平成二十二年一月一八日)

○平野博文君　ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等所要の措置を講じようとするものであります。 り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

本案は、去る十一日、本委員会に付託され、北澤防衛大臣から提案理由の説明を聴取し、十六日に質疑を行い、質疑終局後、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告

(平成三二年一月二六日)

○佐藤公治君 ただいま議題となりました防衛省職員給与法等の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、今回の給与改定に伴う歳出削減効果、国家公務員総人件費の二割削減と自衛官給与との関係、自衛隊員の政治的中立性の確保等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は多数をもって原案とお